平成２３年（フ）第１３１５３号
千葉県船橋市本中山３丁目10―19―303
破産者　木村　幸雄
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１８７号
東京都江戸川区北小岩２丁目８―25　文化第３ビル303
破産者　今田　竹雄
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２５６号
千葉県流山市西初石１丁目778―２　フォレステージＡ―102
破産者　橋本　仁志
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２５９号
神奈川県川崎市多摩区菅馬場２丁目５―27―403
破産者　田沼　敏明
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２８５号
東京都東大和市蔵敷２丁目527―３
破産者　内山　太志
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３０６号
東京都武蔵村山市神明１丁目25―１―205
破産者　尾山　義春
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３３６号
東京都練馬区石神井町６丁目10―７―105
破産者　引地　辰典
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４１１号
東京都八王子市上柚木279―８
破産者　竹内　尚美（旧姓前山）
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４１２号
東京都大田区東雪谷２丁目６―９　伊藤方201
破産者　高橋　一弘
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４１８号
東京都八王子市別所１丁目38―３―405
破産者　田邊　裕貴
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４１９号
東京都板橋区成増４丁目８―５―108
破産者　田邊　美紀
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４６０号
埼玉県八潮市緑町５丁目13―18―303
破産者　玉山　良治
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４６１号
埼玉県久喜市伊坂551番地　６街区８
破産者　玉山　典子
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４６２号
埼玉県久喜市伊坂551　６街区８
破産者　玉山　利昌
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５６７号
埼玉県北本市栄７―２―７―101
破産者　天野　時夫
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３８２号
東京都練馬区関町北１丁目15―11、開始決定時の住所東京都練馬区関町北１丁目24―11―702
破産者　渡邉　裕之
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８３９号
東京都台東区上野５丁目22番１号
破産者　ヤマインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８８号
東京都町田市相原町473番地２　ビューヒルズ305、開始決定時の住所東京都調布市上石原２丁目22―10　ミユキハイツ２Ａ
破産者　伊東　謙一
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８８８号
神奈川県横浜市港北区綱島東２丁目７番16号
破産者　システムサポート株式会社
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３８３号
埼玉県川越市大字大塚新田355番地37
破産者　有限会社壁屋茜
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３８４号
埼玉県狭山市大字青柳39―39、開始決定時の住所埼玉県川越市大字大塚新田355―37
破産者　阿部　一夫
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８２５号
東京都品川区南品川４丁目３番６号
破産者　株式会社大鋼工業
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部